

交企発第434号
交指発第590号
運免発第482号
平成2年12月26日

各部・課・隊・校・署長 殿

F・No	3100
保存期間	永年
処理区分	周知徹底
取扱責任者	今井2604

石川県警察本部長

いわゆる屋根付三輪バイクの取扱いについて(通達)

みだしのことについては、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の規定に基づき、平成2年総理府告示第48号として告示されたところである。
よって告示の趣旨及び内容並びに運用上の留意事項については、別添通達のとおり、平成3年1月1日から施行されることとなったので、事務処理上、遺憾のないようにされたい。

別添

警察庁丁交企発第279号
警察庁丁交指発第401号
警察庁丁運発第186号
平成2年12月13日

各管区警察局長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局運転免許課長

いわゆる屋根付三輪バイクの取扱いについて

みだしのことについては、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の規定に基づき、平成2年総理府告示第48号(別添参照)として告示されたところであるが、告示の趣旨及び内容並びに運用上の留意事項は次のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨及び内容

(1) 趣旨

道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和59年総理府令第46号)及び昭和60年総理府告示第2号により、昭和60年2月15日から、総排気量が0.020リットルを越え0.050リットル以下又は定格出力が0.25キロワットを越え0.60キロワット以下であり、かつ、内閣総理大臣が指定するもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有する車にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.50メートル以下である三輪以上の車)以外の三輪以上の車(以下「ミニカー」という。)について、道路交通法上、普通自動車として取り扱うこととした。

その後、いわゆる屋根付三輪バイク(側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.50メートル以下である三輪の車をいう。)が広く利用されることとなったが、これについても、同様にミニカーとして、道路交通法上、普通自動車として取り扱ってきたところである。

しかし、屋根付三輪バイクについては、

ア 近年、台数が大幅に増加している。

イ 操作性、性能等は原動機付自転車とかわりがない。

ウ 交通事故の発生状況に関して、次の特徴が認められる。

(ア) 屋根付三輪バイクが関与した交通事故が激増している。

(イ) 平成元年中に発生した交通事故のうち、屋根付三輪バイク運転中の死

傷者の人身損傷部位については、頭、顔部が損傷しているものが多いなど自動二輪車、原動機付自転車運転中の死傷者の人身損傷部位と類似しており、被害軽減のためにヘルメット着用が有効である。

エ 今般、屋根付三輪バイクについて、運輸省に対して、形式認定の申請がなされたが、運輸省では当該車両について第一種原動機付自転車として形式認定を行っている。

等の状況にかんがみ、道路交通法上の取扱いを普通自動車から原動機付自転車に変更し、原動機付自転車免許で運転できるようにするとともに、運転者に最高速度30キロメートル毎時、乗車用ヘルメットの着用等を義務付けさせることにより、運転者の安全を確保することとしたものである。

(2) 内容

ア 道路交通法施行規則第1条の規定により、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車のうち、道路交通法第2条第1項第10号の総理府令で定める大きさが総排気量については0.050リットル、定格出力については0.60キロワットとされることとなる三輪以上のものとして、従来の「車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有する車にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.50メートル以下である三輪以上の車」と併せて、「側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.50メートル以下である三輪の車」を指定し、当該車両については、原動機付自転車とすることとした。

イ 本件の指定は、平成3年1月1日から施行することとした。

2 運用上の留意事項

(1) 屋根付三輪バイクについては、今回の告示により、その運転に必要とされる運転免許、その通行方法等が変更されることとなるので、告示の趣旨及び内容について、部内はもとより一般に対し、周知徹底を図りたい。特に、多数の屋根付三輪バイクを使用する事業者に対する周知徹底に配慮すること。

(2) ミニカー及び屋根付三輪バイクについては、今後、様々なタイプの車両が販売されることが予想されることから、その取扱いについて疑義が生じた場合は、当該車両の構造図又は写真及び諸元等を添付の上、警察庁交通局交通企画課まで照会されたい。

〔平成二・一二・六〕
〔総理府告示四八〕

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第一条〔現行II第一条の二〕の規定により、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車のうち、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十号の総理府令で定める大きさが総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとされることとなる三輪以上のものを次のとおり指定し、平成三年一月一日から施行する。なお、昭和六十年二月八日総理府告示第二号は、平成二年十二月三十一日限り廃止する。

車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有する車にあっては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五〇メートル以下である三輪以上の車及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五〇メートル以下である三輪の車